

第48号議案

府中市けやき並木を守り育てる条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

けやき並木の保全及び利用について、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、けやき並木の保全及び利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、様々な人々の協働による取組を推進し、もって快適な環境を有するけやき並木を次世代に確実に引き継いでいくため、条例を制定するものであります。

府中市けやき並木を守り育てる条例

天然記念物の指定を受けた馬場大門のケヤキ並木は、市の中心部に所在し、訪れる人々を迎える表玄関にふさわしいシンボルであり、長い間大切に受け継がれてきました。

そして、この馬場大門のケヤキ並木を中心とするけやき並木は、多くの人々が行き交い、また、集い、憩うことができる場であり、貴重な財産として、まちの発展に大きく寄与してきました。

しかし、近年は、石積みへの立入りやごみの放置などの迷惑行為が後を絶たず、歴史と風格、潤いのあるけやき並木の良好な環境が損なわれつつあります。

このため、馬場大門のケヤキ並木が大正13年に国の天然記念物に指定されてから、令和6年で100周年を迎えることを契機に、私たちは、かけがえのない財産であるけやき並木の保全及び利用に係る規範意識を自ら高めるとともに、相互の理解と連携の下、協働により美しいけやき並木を守り、育て、次世代に確実に引き継いでいくため、ここにこの条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、けやき並木の保全及び利用について、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、けやき並木の保全及び利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、様々な人々の協働による取組を推進し、もって快適な環境を有するけやき並木を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) けやき並木 馬場大門のケヤキ並木を中心とした区域であって、市長が指定し、告示した区域をいう。
- (2) 馬場大門のケヤキ並木 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により天然記念物の指定を受けた馬場大門のケヤキ並木をいう。

(3) 市民等 次に掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する者、居住する者、通勤し、若しくは通学する者又は滞在する者及びけやき並木を通過する者

イ 市内で事業活動を行う者又はけやき並木で文化活動等を行う者

ウ けやき並木及びその隣接地において土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者

(基本理念)

第3条 けやき並木の保全及び利用は、馬場大門のケヤキ並木が市の中心市街地に所在する特性を勘案し、市民等の理解の下、様々な人々との協働により、その魅力及び価値を高めつつ、将来に引き継ぐことを基本として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、けやき並木の保全及び利用のために必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、けやき並木の保全及び利用に関する取組の重要性を理解し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(利用の増進及び意識の啓発)

第6条 市は、馬場大門のケヤキ並木の保存に配慮しつつ、けやき並木の有する魅力及び価値を発信し、けやき並木の利用の増進を図るものとする。

2 府中市教育委員会は、馬場大門のケヤキ並木の保存及び活用に関する取組の重要性について市民等が理解を深められるよう、学習の機会の提供、馬場大門のケヤキ並木の保存に関する活動についての情報の提供等を行うものとする。

(禁止行為)

第7条 何人も、けやき並木において、法令に定めがあるもののほか、正当な理由なく次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 石積みの中に立ち入ること。

(2) 火気を使用すること。

(3) けやき並木の全部又は一部を独占して長時間にわたりほしいままに利用す

ることにより、他人のけやき並木の利用を妨げること。

- (4) 府中市まちの環境美化条例（平成15年12月府中市条例第26号）第7条及び第9条第2項に規定する行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、けやき並木において他人に迷惑を及ぼす行為又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。

（指導等）

第8条 市長は、前条各号（第4号を除く。）に掲げる行為をしている者があるときは、その者に対し、当該行為の中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 前条第4号に掲げる行為をした者は、府中市まちの環境美化条例第13条及び第14条の規定の適用を受けるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和6年12月9日から施行する。